



改正養蜂振興法が25年1月から施行されています

- ・ミツバチを通年で飼育されている方、及び
 - ・蜂蜜やミツバチ等を譲渡または販売されている方は
- 毎年、1月中に「蜜蜂飼育届」を、住所地の都道府県に提出してください。(手数料はかかりません。)

花粉交配用にのみミツバチを飼育される方は届出は不要です

花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。



・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。

- ・ミツバチ飼育にあたっては適切な衛生管理をお願いします。
- ・ミツバチに異常がある場合は、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

園芸農家



貸出等の場合 → 養蜂業者に返却

買い取りの場合 → 焼却



窓口	担当係	電話
(届出) 栃木県農政部畜産振興課	生産流通担当	028-623-2347
(衛生管理) 栃木県県央家畜保健衛生所	防疫課	028-689-1200 (宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、芳賀町、益子町、市貝町、茂木町、塩谷町、高根沢町)
栃木県県南家畜保健衛生所	防疫課	0282-27-3611 (足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、岩舟町、野木町)
栃木県県北家畜保健衛生所	防疫課	0287-36-0314 (大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町)